

令和7年度から、第1次選考の択一試験(教養・専門)を廃止し、受験しやすい選考となりました。

令和8年度 中野区職員福祉(Ⅱ類・保育士)採用選考案内

令和8年10月8日
中野区

1 採用区分、職種及び採用予定数等

採用区分	職種	職務	勤務場所	採用予定数
Ⅱ類	福祉	保育士	保育園等	若干名

※勤務場所は敷地内禁煙です。勤務時間中は禁煙です。

2 受験資格

- (1)国籍を問わず、昭和58年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた方
※採用時点で20歳以上44歳未満であることが採用の年齢要件です
 - (2)保育士資格を有し、都道府県知事の登録を受けている方(令和9年3月31日までに保育士資格を有し、登録見込みの方を含みます。令和9年3月31日までに資格取得・登録できない場合は採用しません)
 - (3)日本国籍を有していない方の場合、次のいずれかに該当する方
 - ア 出入国管理及び難民認定法別表第2(永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者)に掲げる在留資格を有している方
 - イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者の方
- ※ 地方公務員法で選考を受けることができないとされる方は受験できません(電子申請時の入力フォームの説明を参照のこと)
- ※ 現に中野区職員である方は受験できません(教育公務員、臨時的任用職員、会計年度任用職員、非常勤職員及び任期付職員を除く)
- ※ 本選考と、現在募集している「中野区職員福祉(経験者・保育士)」との併願申込はできません。いずれか一つを選択の上、お申し込みください。

3 採用予定日

令和9年4月1日以降

4 選考日程及び選考方法等

(1)第1次選考

選考日	令和8年11月14日(土) ※集合時間は受験票に記載して通知します	
選考会場	中野区役所 本庁舎	
選考方法	作文	課題式(800字以上～1200字以下) 80分
合格発表	令和8年12月上旬予定(第1次選考受験者全員に通知)	

(2)第2次選考

第1次選考合格者に対し、下記により実施します。

選考日	令和8年12月中旬(予定) ※集合時間は第1次選考結果通知と併せて通知します	
選考会場	中野区役所 本庁舎	
選考方法	個別面接	人物及び職務に関連する知識など
合格発表	令和8年12月下旬予定(第2次選考受験者全員に通知)	

5 最終合格者の決定

第1次選考、第2次選考の結果を総合的に判定し、最終合格者を決定します。

6 申込手続

申込方法	インターネットによる申請(電子申請) 右記の2次元コードまたはURL(https://logoform.jp/form/Trw5/1831820)から電子申請サービスにアクセスし、画面の指示に従い全ての必須項目を正しく入力して、受付期間中に送信してください。 ※申込後、受付完了をお知らせするメールが届いているか、必ず確認してください	
申込期間	令和8年10月8日(木)午前9時から令和8年11月2日(月)午後5時まで ※期間中に正常に受信したものを有効とします	
受験票交付	申込期間終了後～令和8年11月11日(水)までに受験票登録をお知らせするメールを送信します。メールが届いたら、電子申請サービスにアクセスして印刷し、顔写真を貼り、受験票部分を切り取って、選考当日に必ず持参してください。 ※11月11日(水)までにメールが届かない場合は、総務部職員課人事係(Tel03-3228-8041)へご連絡ください	

※システム障害など、予期しない機器の停止や通信トラブル等によりお申込みいただけなかった場合でも、誠に申し訳ございませんが、当区では責任を負いかねます。なお、当区側のシステム障害等によりお申込み手続が行えない状況が発生した際には、状況を確認させていただきますので、お手数をおかけいたしますが、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

7 勤務条件について

(1)給 与(令和8年4月1日現在)

職 種	福祉
月 額	約255,600円

※1 上記月額には地域手当が含まれています

※2 その他、期末・勤勉手当、通勤手当、扶養手当、住居手当等の手当があります

※3 職務経験等がある場合は、一定の基準により加算されます

※4 採用されるまでに給与改定や制度改正が行われた場合は、その額によります

(2)勤務時間

勤 務 日:月曜日～土曜日のうち週5日間(土曜日は8週間を通じて2回勤務)

勤務時間:午前7時00分(早番)から午後7時30分まで(遅番)の間において、1日7時間45分

※上記の勤務時間以外の勤務時間が割り振られる場合もあります

(3)休 暇

年次有給休暇が年20日付与されます。ただし、採用された年(4月1日採用の場合)は15日付与となります。そのほか、夏季休暇、慶弔休暇、妊娠出産休暇、育児休業等があります。

採用されるまでに、制度改正が行われた場合、改正後の制度を適用します。

8 その他

(1) 採用内定者については、児童福祉法等の一部を改正する法律(令和4年法律第66号)に基づき、本採用選考の最終合格後から採用内定前までに「保育士特定登録取消者管理システム」を活用し特定登録取消者に該当するかどうか確認します。照会の結果、特定登録取消者に該当することが判明した場合は、採用しないことがあります。

(2) 令和8年12月25日から施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。)に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

特定性犯罪の前科がある場合(特定性犯罪事実該当者の場合)は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、申込時に特定性犯罪の前科の有無を申告していただきますので、ご了承の上お申し込みください。確認の結果、特定性犯罪の前科が判明した場合、採用しない場合があります。なお、採用に至るまでの過程で、特定性犯罪の前科について虚偽の申告をした場合は、内定の取消事由に該当します。

- (3) 中野区は、求職者等へのハラスメント防止に関するルールを定めています。また、求職活動等の過程で不安や被害を感じた場合の相談窓口を設け、相談者等のプライバシーを保護するための措置を講じています。詳細は区HP(<https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/kusei/jinnji/saiyo/harassment.html>)をご覧ください。



9 問合せ先

〒164-8501 東京都中野区中野4-11-19

中野区総務部職員課人事係 TEL 03(3228)8041